学生企画活動支援事業募集要項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年４月２２日変更）

１　目的

　　学生自らが、以下の活動分野に関する事業を企画し、そのうち優れたものに対して、大学が経済的支援を行い、学生自身に実体験させることにより企画力・実践力・社会性を身に付けさせ、もって優れた教員等の養成に資することを目的とします。

（参考　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー））

教育学部では、次の５つの能力を規準に各授業科目の単位認定を行い、必要単位数を取得した者に学位を授与します。

①現代社会の課題を把握し、教育を構想する力【教育構想力】

現代日本の社会と学校教育に関する幅広い知識をもとに、現代的な教育課題に対応した教育活動を構想することができる

②子どもの発達と学習を理解する力【子ども理解力】

人間の成長・発達と学習に関する基礎的な知識をもとに、幼児児童生徒の成長・発達を促す教育実践のあり方をイメージすることができる

③専門的に指導をする力【専門的指導力】

集団と個に対する指導・支援に関する基礎的な知識・技能及び各教科等の内容・教材に関する専門的な知識・技能をもとに、学校現場における適切な指導・支援の方法を計画・実施することができる

④多様な人とつながる力【コミュニケーション力】

学校関係者（保護者・地域住民・同僚教員・管理職など）に関する基礎的な知識をもとに、幼児児童生徒の教育を巡って適切に関わることができる

⑤自らの教職キャリアを切り拓く力【職能成長力】

教員としての使命感と子どもに対する愛情にもとづき、自らの教員としての生き方・あり方を自己決定するとともに、教職をめぐる新たな課題に粘り強く立ち向かいながら、自己実現をはかることができる

２　活動分野

　(1)支援の対象となる活動

　　①環境保全活動

　　②地域連携活動（科学体験、もの作り体験、地域の子供たちへのスポーツ教室等）

　　③芸術・文化活動・スポーツ活動

　　④国際・異文化交流活動

　　⑤その他

　(2)支援の対象とならない活動

　　①営利を目的とする活動

　②他団体から委託を受けて行う活動又は、他団体の活動の普及等のみを目的とした活動

　③施設整備又は備品購入を主たる目的とする活動

　④舞台芸術鑑賞、音楽鑑賞、及びスポーツ大会等の観戦のみを目的とした活動

　⑤他団体等が主催する、舞台芸術、音楽及びスポーツ大会等への参加のみを目的とした活動

　　⑥宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動

３　大学が支援する経費

　　・大学が行う経済的支援とは、事業実施に係る経費とします。

　　　（例）事業実施のための消耗品、レンタル料、指導員の謝金・旅費（交通費・宿泊費等）、バスの借り上げ料、印刷費等（広告を掲載可能な冊子は対象外）。（貸出しが可能な物品もあるので、企画書の作成の際にお尋ねください｡)

 　 ・大学が支援できない経費…(例)衣料品、飲食費、景品、保険料、大学共同利用スペー

ス使用料等

　 ・材料費等、受益者負担の観点から参加者が自己負担することが望ましい場合は実費を徴

収すること。

　　・バスの借り上げ等は受益者負担の観点から半額を自己負担とすること。

・広告を掲載できる印刷物は広告料を取り自己負担すること。

・外部講師は近畿圏内に限る。また可能な限り学内の先生に依頼すること。

・具体的な品名が決まっていない経費、積算内訳が不明確な経費は支援の対象外となりま

す。

４　応募方法等

　　応募者は、所定の応募用紙（企画書）に必要事項を記載し学生支援課まで申し込んでください。まずは、学生支援課学生担当まで相談をお願いします。

**申請期限　　　　令和３年　５月１１日（火）１７時**

　　提出物：企画書（参加者名簿を含む）、採択会用のパワーポイントデータ

　　提出方法：学生支援課まで電子媒体をメールにて提出（企画書及び採択会用のパワーポイ

ントデータを申請期限までに提出。参加者名簿は、授業が原則対面で実施され

ることとなった後、窓口に持参すること。）

　　※提出物は採択審査会前に審査員に事前配付するため提出後は変更できません。

　※継続団体は、前回からの応用・発展性を評価に反映させます。

５　令和２年度学生企画活動支援事業説明会

　　**説明会は中止いたします。**

　　　応募予定者は、募集要項を確認のうえ、質問等があれば学生支援課に電話又はメール

　　で問い合わせてください。

６　事前審査ヒアリング

採択審査会でプレゼン予定の内容について、企画の実現性、予算の的確性等の観点から

アドバイスを行いますので、その内容を採択審査会に取り入れて発表すること。

**実施日時**　　**令和３年　５月中旬～５月下旬（応募団体と日程調整をし決定）**

**場　　所　　次世代教員養成センター１号館　大会議室兼教室**

７　採択審査会

　**実施日時**　　**令和３年　６月　９日（水）１５：００～**

**場　　所　　１０４教室**

・実施方法

流れは下記のとおり

◎発表会

　　　　　①採択プレゼン（10分）

②質疑応答（5分）

◎全体の講評

・採択・評価方法

　　　採択は、提出された企画書及び企画のプレゼンテーション・質疑応答により、複数の審　査委員（教職員・学生）が評価を行い決定します。

　　　評価は、各審査員が①「応用・発展」、②「独自性・新規性」、③「協力・協同(計画性を含む)」、④「費用対効果」、⑤「プレゼン能力」の５項目について、各５点の計２５点満点で評価します。

本学はユネスコスクールのため、持続可能な開発目標ＳＤＧｓに合致する場合は１点～５点の加点をします。ＳＤＧｓの内容は下記のURLを参照にすること。

（参考）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>（外務省）

<https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html>（国連開発計画（ＵＮＤＰ）駐日代表事務所）

支援の対象とならないもの又は評価結果が６割に満たないものは、不採択となります。

　　　評価の得点を予算の配分に反映する可能性があります。

　　また、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、感染リスクが高いと判断された場合又は対策が不十分と判断された場合は、不採択となる場合があります。

８　事業実施報告会及びポスター展示

　**報告会**

**実施日時**　　**令和４年４月上旬（新入生オリエンテーション行事の一環として実施）**

**場　　所　　講堂**

　**ポスター展示**

**実施日時**　　**令和４年４月上旬**

**場　　所　　学生会館（予定）**

※採択された事業の実施者は、実施した内容を事業実施報告会で発表及びポスター展示する必要があります。詳細は決定次第お知らせします。

９　その他

1. 本事業への他大学学生の参加は不可とする。（オンラインのみで参加する場合は可。）

ただし、課外活動・施設使用ガイドラインに基づく学外活動等許可申請書により、学生委員会で活動が許可された本学以外の学生で、許可された活動の範囲内で行われる本事業への参加については可。

(2)事業の企画にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、オンラインの活用、学内や近隣での実施等を積極的に取り入れてください。

(3)飲食を伴う事業は原則として認められません。

(4)宿泊を伴う事業は認められません。

　(5)この採択会は、京阪奈三教育大学連携推進事業の一環として大阪教育大学及び京都教育大学にも中継する予定です。

　(6)採択された事業の実施者は、大阪教育大学及び京都教育大学の学生企画発表会にも参加することが必須となります。

(7)プログラム及び広報資料には必ず、**「本事業は奈良教育大学　学生企画活動支援事業　により支援を受けています」**と記載すること。

　(8)提出書類の個人情報は、本事業以外の目的には使用しません。